

# 豊島区非木造住宅耐震診断助成金交付要綱

平成 21 年 3 月 26 日

都市整備部長決定

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 6 月 27 日

改正 平成 31 年 4 月 10 日

建築担当部長決定

改正 令和 6 年 1 月 26 日

## (目的)

第1条 この要綱は、非木造住宅の耐震診断に対し、助成金を交付することにより、耐震化の促進を図り、災害に強い安全なまちづくりを進めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断技術者 建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有するものとする。

(2) 耐震診断 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）」（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第一建築物の耐震診断の指針に規定する方法で、耐震診断技術者が当該建築物の耐震性能を判定することをいう。

## (助成対象建築物)

第3条 この要綱による助成金の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件をみたすものとする。ただし、豊島区緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付要綱（平成21年3月26日都市整備部長決定）に基づく事業の対象となる建築物を除く。

(1) 豊島区内に存する、昭和56年5月31日以前に建築された、木造以外の住宅（一戸建て住宅、長屋及び共同住宅、木造住宅との混構造住宅を含む）であること。

(2) 店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であること。

## (助成対象者)

第4条 この要綱による助成を受けることができる者は、助成対象建築物の所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族（一親等及び二親等に限り）又は居住者とする。

なお、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。ただし、区長が特に必要があると認める者についてはこの限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準じる団体。
- (2) 非木造住宅耐震診断について、本要綱以外による助成金交付の決定を受けた者。
- (3) 建築物の販売による利益を目的とした事業者。
- (4) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号の規定による中小企業者以外の会社。

（助成金の交付額等）

第 5 条 助成額は、耐震診断に係る経費の 3 分の 2（1000 円未満切捨て）とする。ただし、当該金額が 20 万円を超える場合は、20 万円とする。

- 2 助成額は、当該年度の予算の範囲内とする。
- 3 本助成金の交付は、同一の助成対象建築物につき 1 回限りとする。
- 4 消費税相当額は、助成対象としない。

（助成金の承認申請及び承認決定）

第 6 条 耐震診断の助成を受けようとする者は、耐震診断に着手する前に、非木造住宅耐震診断助成承認申請書（第 1 号様式）に別表第 1 に掲げる書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成対象となることを承認したときは、非木造住宅耐震診断助成対象承認通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、助成の承認にあたり必要と認める条件を付すことができる。

（耐震診断助成の取止め及び変更）

第 7 条 前条第 2 項の規定により助成の承認を受けた者（以下「診断助成対象者」という。）は、その耐震診断助成を取止めようとするときは、非木造住宅耐震診断助成取止め届（第 3 号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 診断助成対象者は、当該非木造住宅耐震診断助成承認申請書に記載された内容を変更しようとするときは、非木造住宅耐震診断助成変更承認申請書（第 4 号様式）により区長に申請しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該変更を承認したときは、非木造住宅耐震診断助成変更承認通知書（第 5 号様式）により当該診断助成対象者に通知する。

(完了報告)

第8条 診断助成対象者は、耐震診断が完了したときは、非木造住宅耐震診断完了報告書（第6号様式）を提出し、速やかに区長に報告しなければならない。

(助成金の交付申請及び交付決定)

第9条 診断助成対象者は、前条の規定により非木造住宅耐震診断完了報告書を提出するときは、非木造住宅耐震診断助成金交付申請書（第7号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 当該耐震診断の結果が確認できる書類の写し（平面図及び床面積表添付のこと）
- (2) 当該耐震診断費用の支払額が証明できる書類（領収書の写し）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、非木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書（第8号様式）、助成金の不交付を決定したときは、非木造住宅耐震診断助成金不交付決定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第10条 前条2項の規定による通知を受けた者は、速やかに非木造住宅耐震診断助成金交付請求書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他助成事業に係る建築物に対する法令、豊島区補助金等交付規則（昭和61年8月27日規則第59号）に違反したとき。

2 区長は、前項の取消しを決定したときは、速やかにその内容を非木造住宅耐震診断助成金交付決定取消通知書（第11号様式）により交付決定を受けた者に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、すでに助成金が交付されている場合の返還にあたっては、豊島区補助金等交付規則（昭和61年8月

27日規則第59号)により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、建築担当部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1. この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
2. 施行前に第6条の規定による申請があったものについては、改正前の本要綱を適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

非木造住宅耐震診断助成承認申請書に添付する書類

	添付書類	内容等
(1)	建築確認通知書 又は検査済証の写し	左記書類が無い場合にあっては、建築時期の分かる書類。 証書が現存しない場合は、調書に代えることができる。
(2)	案内図	方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
(3)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示すること。
(4)	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途を明示すること。
(5)	面積表	敷地面積、建築面積、延べ面積、各階面積及び住宅部分面積を記載。
(6)	建物登記事項証明書	登記されていない場合は、課税台帳の写しに代えることができる。
(7)	住民票の写し 又は登記事項証明書	申請者の住民票 又は法人の登記事項証明書（定款等で事業目的が確認できるもの）
(8)	住宅所有者の全員の承諾書	申請者が所有者でない場合又は共有で所有する場合
(9)	見積書の写し	耐震診断費用について、内訳明細が分かるものとする。 <b>※消費税は除く。</b>
(10)	助成金交付申請額の計算書	
(11)	中小企業要件確認書	法人の場合のみ
(12)	その他	区長が必要と認める書類

別表第2（第9条関係）

非木造住宅耐震診断助成金交付申請書に添付する書類

	添付書類	内容等
(1)	耐震診断の結果が確認できる書類の写し	平面図及び床面積表を添付すること。
(2)	助成金交付申請額の計算書	
(3)	契約書の写し	
(4)	領収書の写し	耐震診断費用の支払いが証明できる書類。
(5)	その他	区長が必要と認める書類